

軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則

軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則（昭和47年輕井沢町規則第1号）の全部を改正する。

- 1 軽井沢町議会の定例会は、毎年1月に招集する。
- 2 議員の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、1月及び当該選挙後の議員の任期の起算日から起算して10日を経過する月に招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、招集する月を変更することができる。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。